エコマーク商品類型 No.112

「文具・事務用品 Version2.0」
認定基準書

－適用範囲－

別表 1 に定める文具・事務用品とする。

なお、画用紙類などのうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」などにおいて適用範囲とする。包装紙、包装袋、封筒については、紙製の最終製品を本商品類型の適用範囲とし、原紙は No.113「包装用紙 Version3」の適用範囲とする。

また、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を使用(表面コーティングを含む)した製品、および電気用品は適用範囲外とする。

制定日　　2015 年 6 月 1 日

有効期限　　2022 年 5 月 31 日

(公財)日本環境協会

エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.0」認定基準書

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

文具・事務用品は、子供から大人まで、あらゆる世代の日常生活に密接に関わっているものであり、環境に配慮された文具・事務用品が広く普及することは、身近な環境教育の題材としての役割を担うなど、環境保全上の意義が大きい。

エコマークでは当初、商品類型 No.112「紙製の事務用品」(1998 年 8 月制定)、No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」(1999 年 9 月制定)および No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」(2000 年 5 月制定)などの材料に着目した認定基準において、環境配慮型の文具・事務用品を対象としていたが、2004 年 9 月には「文具・事務用品 Version1」として統合した商品類型を設定し、現在は約 1,000 商品を認定するに至っている。また文具・事務用品は、各国のグリーン公共調達でも調達量が多い重要な品目である。

今回、最新の市場動向や環境規制などを踏まえ、「文具・事務用品 Version1」の認定基準をレビューし、Version2 として基準を制定した。

２．適用範囲

別表 1 に定める文具・事務用品とする。

なお、画用紙類などのうち、原紙、中間加工製品として販売される製品は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」などにおいて適用範囲とする。包装紙、包装袋、封筒については、紙製の最終製品を本商品類型の適用範囲とし、原紙は No.113「包装用紙 Version3」の適用範囲とする。

また、ハロゲン系の元素を含むポリマー種を使用(表面コーティングを含む)した製品、および電気用品は適用範囲外とする。

３．用語の定義

処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。
消耗部分	使用によって消耗する部分(交換可能な部品も含む)。
粘着部分	主としてラベル、ステッカーなどに用いる感圧接着剤を塗布した面。
無溶剤型粘着剤	溶剤を用いず塗布される粘着剤をいう。
主要材料	製品の構成材料として、金属、消耗部分、粘着部分を除いた製品質量の50%以上を占める材料。ただし、各々の構成材料が金属、消耗部分、粘着部分を除いた製品質量の 50%に満たない場合には、認定基準 4-1-3 の該当する紙材、木材、プラスチック材の基準をそれぞれ適用することとし、別表 1 に定める再生材料の基準配合率の計算の分母は、該当する紙材、木材、プラスチック材の合計質量とする。
印刷インキ	経済産業省生産動態統計に掲載されている印刷インキをいう。

紙材に関する用語

市中回収古紙	店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。)。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)。
古紙パルプ	使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ
古紙パルプ 配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの質量割合で、古紙パルプ／(バージンパルプ＋古紙パルプ)×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率 10%の質量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100%のものは、古紙パルプ配合率 100%とみなす。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク)。 ・製紙工場又は事業者内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆる「仕込損紙」)。

	・前述の産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類(平成21年3月23日総務省告示第175号)の中分類に掲げる「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙製造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和紙製造業(1424)」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の各項に定めるものをいう。
管理標準値	製造工場において技術標準書(品質規格書)等に明記され、管理されている値をいう。
白色度	JIS P8148に定めるISO白色度(拡散青色光反射率)によって求められるパルプおよび紙の白さの程度。
蛍光増白剤	使用することにより日光のもとで蛍光を発し、目視では白さが増加する効果を持つような物質。
禁忌品	(公財)古紙再生促進センター規格「古紙標準品質規格」で禁忌品に規定されるもの。
塗工用紙	紙の印刷適性を高めるため、白色顔料、バインダーなどの塗料を1㎡当たり両面で15g前後～40g前後塗布した用紙。
塗工量	紙の印刷適性を高めるため、1㎡当たりの白色顔料、バインダーなどの塗料の塗布量。

木材に関する用語

再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材、低位利用木材および廃植物繊維をいう。

・間伐材	:	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
・廃木材	:	使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
・建設発生木材	:	建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。
・低位利用木材	:	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。小径材については、末口径14cm未満の木材とする。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径14cm未満の木材とし、以下のaあるいはbに該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がされている森林（※）であることの認証を受けているものとする。 a．天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b．人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材 (※「持続可能な管理がされている森林」 については、No.115「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品Version2」別表1を参照のこと)
・廃植物繊維	:	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。

天然林	厳密には人手の加わらない森林であるが、人為の影響を受けた森林でも、天然林化の方向にあり、将来ともその方向を求めていく森林も含めて天然林と呼ぶ。自然林も同じである。
天然生林	天然更新による自然に近い森林で、木材や林産物の供給などのための対

	象になり、更新補助作業や保育などの行われる森林。
人工林	苗木の植栽か播種などにより人為的に造成された森林。
木質部	木の実質(植物繊維も含む)。
接着剤	製品を製造するに必要不可欠な接着機能を果たすために添加するもの。また、オーバーレイを施すにあたって、合成樹脂系シートなどを素板と接着させたり、金具・金属などの異なる材料を接着させたりするために添加するものも含む。
森林認証制度	独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み(林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」より)。
クレジット方式	個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材が等しく使われているとみなす方式をいう(環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月)」より抜粋)。

プラスチック材に関する用語

再生プラスチック	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギ回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工場内でリサイクルされるものは除く。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
植物由来プラスチック	植物を原料とするプラスチック。 なお、本認定基準では、ポリ乳酸(PLA)、ポリエチレン(PE)およびポリエチレンテレフタレート(PET)を対象とする。
バイオベース合成ポリマー含有率	ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。

４．認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1 省資源と資源循環

(1) 主要材料が、別表 1 に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。

なお、テープ印字機等用カセットは本項目(1)に代えて基準項目(2)を、万年筆は本項目(1)に代えて基準項目(3)を満たすことでもよい。

メディアケース、OA フィルター(枠あり)、OHP フィルムおよびクリアホルダー(ファイ

ル)において、植物由来プラスチックを使用する製品は、本項目(1)に代えて基準項目(4)を満たすこと。窓付き封筒(紙製)の窓部分において植物由来プラスチックを使用する場合は、本項目(1)に加えて、窓部が基準項目(4)を満たすこと。

ダストブロワーは本項目(1)に代えて基準項目(10)を満たすこと。

森林認証木材を使用する製品は本項目(1)に代えて基準項目(27)を満たすこと。

【証明方法】

＜古紙パルプの場合＞

古紙パルプ配合率(質量割合)を明記した証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。

また、製紙事業者の発行する、以下の項目①②を含んだ古紙パルプ配合率(最低限保証される具体的な数値)を示す紙質証明書を提出すること。

① 製造工場における管理の徹底(技術標準書(品質規格書)にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記する、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」(2008 年 4 月 2 日　日本製紙連合会)又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査を実施するなど)

② 製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者(以下、「管理担当者」という。)名の明記

ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

＜再・未利用木材の場合＞

再・未利用木材の割合(質量割合)を明記した証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。また、原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材であることの証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、原産地、樹種、数量、植栽年を記載した原産地証明書と対象となる林分の写真(間伐が行われたことがわかるもの)を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

- 森林の種類(天然生林、人工林など)、原産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- どのような状況(病虫獣害・災害を受けたとか曲がり材あるいは小径材であるかなど)で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

また、原料に竹を使用する場合は、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることを説明すること。商品類型 No.111「木材などを使用したボード Version2」の認定商品を使用した製品にあっては、当該製品の「商品ブランド名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

なお、質量割合の計算では、気乾状態(*1)または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量(*2)に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*1：通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

*2：24 時間ごとの質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

*1 については、製材・丸太を使用の場合には適用しない。ただし、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できる。

＜再生プラスチックの場合＞
再生プラスチックの質量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。また、再生材料回収事業者の発行する原料供給証明書を提出すること。

＜その他再生材料の場合＞
再生材料の質量割合の証明書および、各製造工程における事業者名を記載した製造工程・管理証明書を提出すること。また、廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品の回収事業者の発行する原料供給証明書を提出すること。

(2) テープ印字機等用カセットについて、基準項目(1)に該当しない場合は、以下 a) ～d) の全ての要件を満たすこと。

a) テープ印字機等に使用される印字のためのカセットであって、使用済「テープ印字機等用カセット」にテープ部分(リボンも含む)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できるものであることが、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに表記されていること。
b) 通常の使用条件により、5 回以上の繰り返し使用が可能であること。
c) 工場で再充填される製品は、使用済「テープ印字機等用カセット」の回収システムがあること。
d) 工場で再充填される製品は、回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再資源化率が製品全体質量(インクを除く)の 95%以上であること(再資源化率とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。)。回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再使用又は再生利用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。

【証明方法】
a) 消耗部品が再充填可能または詰替え可能なことを記載した包装、取扱説明書または製品ラベルを提出すること。
b) 通常の使用条件により、5 回以上使用したことの実績もしくは、5 回以上の使用が可能であることを説明した文書を提出すること。
c) 「テープ印字機等用カセット」の回収システムの説明を明記した証明書を提出すること。
d) 再資源化率、再資源の内容および再資源化できない部分の処理・処分方法について説明すること。

(3) 万年筆について、基準項目(1)に該当しない場合は、主要材料に再生材料を 50%以上配合し、カートリッジ以外の方法で製品本体に直接、インク補充が可能であること。また、製造事業者による修理が該当製品の製造停止後、少なくとも 10 年間は可能であること。

【証明方法】
再生材料の証明は、認定基準 4-1-1(1)と同様の書類を提出すること。また、カートリッジ以外の方法で製品本体に直接インク補充が可能であり、製造事業者による修理が該当製品の製造停止後、少なくとも 10 年間は可能であることを記載した取扱説明書などを提出すること。

(4) メディアケース、OA フィルター(枠あり)、OHP フィルム、クリアホルダー(ファイル)および窓付き封筒(紙製)の窓部分において植物由来プラスチックを使用する製品は、以下 a)～c) の全ての要件を満たすこと。

a) 製品中のバイオベース合成ポリマー含有率が 25%以上であること。

b) 植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表 2 のチェックリストに適合すること。

c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO_2換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

a)製品のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ^{14}C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

・バイオベース炭素含有率の測定を定期的に実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書

・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

b) 栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表 2 への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。

c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)の LCA 評価の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。

(5) ボールペン、スタンプ台、朱肉、印章セットおよび OA クリーナー(ウェットタイプ、液タイプ)は、消耗部分の交換・補充部品があること。ボールペン、スタンプ台、朱肉、印章セット、OA クリーナー(ウェットタイプ、液タイプ)およびそれら以外に消耗部分の交換・補充部品がある製品は、製品や包装、取扱説明書、パンフレットなどに交換・補充部品があることが表記されていること(シャープペンシルの替芯など詰替え使用が社会的に認知されている製品は除く)。

【証明方法】

消耗部分に交換・補充部分があることを記載した製品や包装、取扱説明書またはパンフレットなどを提出すること。

(6) 製品は、使用後に異種材料間(紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど)の分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品は除く。

【証明方法】
異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。なお、手帳の場合は、製品サンプルを提出すること。安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品がある場合には、その旨を説明すること。
封筒の窓部に再生プラスチックフィルムまたは植物由来プラスチックを使用する場合は、「窓部に再生プラスチック(または植物由来プラスチック)を○%使用し、分別が可能な構造である」ことを封筒本体に記載した設計書と製品サンプルを提出すること。封筒の窓部にグラシンペーパーを使用する場合は、「窓部にグラシンペーパーを使用し、古紙としてリサイクルできる」ことを封筒本体に記載した設計書と製品サンプルを提出すること。

(7) 主要材料が紙材である製品は、紙材に禁忌品を含んでいないこと。ただし、長期保存を目的としたファイルなどの表紙加工品および剥離紙は本項目を適用しない。

【証明方法】
付属証明書に具体的に説明記述すること。また、長期保存を目的としたファイルなどで表紙加工を行う場合は、10 年間保存を想定した耐久性試験結果などを提出すること。

(8) 主要材料がプラスチック材である製品は、リサイクルし易いように、プラスチックの種類を製品本体に表示すること。プラスチックの種類表示は JIS K6899 または ISO 1043-1 の記号を用い、少なくとも質量比率が最も高い部品のプラスチックの種類を表示すること。なお、既認定商品に限っては、これまでどおりのプラスチックの種類表示でもよい。基本的には上記表示方法に従うが、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。
表示スペースの小さいファイルのとじ具、消耗部分などについては本項目を適用しない。

【証明方法】
製品の表示部分が確認できる写真、または表示の設計書などを提出すること。

(9) 別表 1 で指定されている粘着部分は、粘着剤が水に溶解し、古紙リサイクルの阻害にならないこと。ただし、本項目は、基材において紙を材料とする製品(クラフトテープ除く)についてのみ適用する。

【証明方法】
全離解型粘着剤もしくは、水溶性または水分散性の粘着剤が使用されており、古紙リサイクルの阻害にならないことの証明書を提出すること。

4-1-2 地球温暖化の防止

(10) ダストブロワー(本体)は、フロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 2 条第 1 項に定める物質)および可燃性が高い物質(一般高圧ガス保安規則第 1 章第 2 条第 1 項に定められている物質)が使用されていないこと。

【証明方法】
ガスの使用物質名を付属証明書に記載の上、使用物質に関する安全データシート(SDS)

を提出すること。

4-1-3 有害物質の制限とコントロール

＜共通＞

(11) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3)記録文書の保管について定めたもの
4)再発防止策(今後の予防策)
5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(12) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さに配慮されていること。また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材は、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する 1 販売単位をさす。

【証明方法】

製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること(図・写真などを用いて補足してもよい。)また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材に、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないことを付属証明書に記載すること。

(13) 製品は、抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

【証明方法】

抗菌剤の使用有無を付属証明書に記載すること。また、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

(14) 製品に使用される印刷インキは、別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。

【証明方法】
ISO8124-3:2010 に準拠した方法により重金属類の基準値を満たすことを付属証明書に記載すること。ただし、エコマーク認定の印刷インキを使用する場合は、当該インキの「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

＜主要材料が紙材＞

(15) 塗工用紙を使用するけい紙、起案用紙およびノートは、塗工量が片面で 17g／㎡以下、両面で 30g／㎡以下であること。

【証明方法】
製紙事業者の発行する塗工量の証明書を提出すること。なお、証明書には片面と両面それぞれの塗工量の管理標準値を記載するものとする。

(16) 非塗工用紙を使用する白色のけい紙、起案用紙およびノートは、白色度に関する管理標準値が 70%以下であること。ただし、製造工程管理上の許容誤差として管理標準値＋3%まで認めることとする。

【証明方法】
製紙事業者の発行する白色度の証明書を提出すること。なお、証明書には JIS P8148 に定める ISO 白色度(拡散青色光反射率)による管理標準値を記載するものとする。

(17) 使用する紙は、以下 a)～c)の全ての要件を満たすこと。

a) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

b) 紙の着色工程において使用するアゾ着色剤に関しては、1 つ以上のアゾ基の還元分解によって、別表 4 のアミンの 1 つ以上を生成する可能性のあるアゾ着色剤(染料または顔料)を使用しないこと。または、使用のある場合は、別表 4 に記載されたアミンの 1 つ以上が紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないこと。

c) 蛍光増白剤は、処方構成成分として必要最小限の添加にとどめていること。

【証明方法】
a) 製紙事業者の発行する証明書を提出すること。
b) 製紙事業者の発行する該当物質の使用の有無を記載した証明書を提出すること。また、使用のある場合は、別表 4 に記載されたアミンの 1 つ以上が紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことについて製紙事業者の発行する以下の①から③のいずれかの証明書を提出すること。
① 紙 1kg 当たり 30mg を超えた該当アゾ着色剤の添加がないことの証明書
② 計算上、すべての可能性において、別表 4 のアミンの 1 つ以上が紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書
③ ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験法集成で定められた分析方法により別表 4 のアミンの 1 つ以上が紙 1kg 当たり 30mg を超えて検出されないことを示す証明書
c) 製紙事業者の発行する蛍光増白剤の使用の有無を記載した証明書を提出すること。また、使用のある場合は蛍光増白剤の使用量を証明書に記載すること。

<主要材料が木材>

(18) 木材保存剤(木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤)を処方構成成分として添加していないこと。また、建設発生木材の建築解体木材(建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料)を原料として使用する製品にあっては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。

【証明方法】
当該物質の使用の有無を付属証明書に記載すること。
また、建築解体木材の使用にあたって分別・排除していること、あるいは建築解体木材の使用のないことの証明書(作業マニュアル、工程フローなど)を提出すること。

(19) 化粧加工を施した製品にあっては、それらの処方構成成分を報告すること。

【証明方法】
処方構成成分リストを提出すること。

(20) 製品に使用される塗料は、別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。

【証明方法】
ISO8124-3:2010 に準拠した方法により重金属類の基準値を満たすことを付属証明書に記載すること。ただし、エコマーク認定の塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

(21) 製品に使用される接着剤および塗料は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンを処方構成成分として添加していないこと、または製品出荷時にトルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散が検出されないこと。「放散が検出されない」とは JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法ー小型チェンバー法」にしたがって測定した定量下限値以下とする。

【証明方法】
処方構成成分として、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの添加の有無を付属証明書に記載すること。トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを処方構成成分として添加している場合は、当該製品または使用されている各々の木質材料、接着剤および塗料のそれぞれについて、JIS A 1901 に定める試験結果を提出すること。なお、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを処方構成成分として添加していない場合は、試験を行う必要はない。また、使用接着剤または塗料の処方構成成分リストを提出すること。

(22) 製品に使用される接着剤および塗料は、ホルムアルデヒドの放散について、以下の a)～c) のいずれか一つに適合すること。

a) JIS規格またはJAS規格によるF☆☆☆☆等級に相当していること。

b) JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大値：0.4mg/l 以下であること。

c) JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボ

ニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が 5μg/(m^2・h)以下であること。

【証明方法】
材料あるいは製品における接着剤、塗料の使用の有無を付属証明書に記載すること。なお、接着剤、塗料の使用のある場合は、以下の a）～c）のうち、いずれか一つの方法を用いて証明すること。
a）に適合する場合は、JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級の表示が認められたことを証明する書類またはその写しを提出すること。また、b）または c）に適合する場合は、JIS A 1460 あるいは JIS A 1901 に定める方法による測定結果が、基準値を満たすことを示した、第三者機関もしくは自社による試験結果を提出すること。

＜主要材料がプラスチック材＞

(23) 製品は、別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。

【証明方法】
重金属類の基準値を満たすための管理方法を説明した文書を提出すること。
また、製品について、重金属類の基準値を満たすことを示す、第三者機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。試験方法は ISO8124-3:2010 に準拠した方法とする。

＜消耗部分、粘着部分など＞

(24) チョーク、グラウンド用白線、別表 1 で指定されている消耗部分および粘着部分は、別表 3 に規定する重金属類の溶出基準値を満たすこと。なお、再生材料に廃石膏ボードを使用する場合においては、アスベスト、ヒ素およびカドミウムの含有が判明している製品を分別・除去すること。

【証明方法】
重金属類の基準値を満たすための管理方法を説明した文書を提出すること。
また、該当する材料について、重金属類の基準値を満たすことを示す、第三者試験機関、公的機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。該当する JIS において、これらの有害物質について試験を行っている場合は、品質基準の証明によって代用できるものとする。試験方法は ISO8124-3:2010 に準拠した方法とする。
アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去する場合は、分別・除去の具体的な方法を報告すること。

(25) 別表 1 で指定されている消耗部分は、有機溶剤に、有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)に規定する第 1 種有機溶剤等及びその他の有機溶剤(その他の有機溶剤とは、クロロベンゼン、ニトロベンゼン、ホルムアミド、N,N-ジメチルホルムアミド、トルエン、メタノールおよび酢酸エチルをいう)を処方構成成分として添加していないこと。なお、クラフトテープ、粘着テープ(布粘着)、両面粘着紙テープおよび製本テープは、無溶剤型粘着剤を使用すること。

【証明方法】
有機溶剤の処方構成成分リストおよび該当する有機溶剤を処方構成成分として添加していないことを示す、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。クラフトテープ、粘着テープ(布粘着)、両面粘着紙テープおよび製本テープは、無溶剤型粘着剤を使用していることを示す、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

4-1-4 生物多様性の保全

(26) 紙材および木材を使用する製品において、原料にバージンパルプまたは再・未利用木材以外の木材が使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。

【証明方法】
林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者もしくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
② 事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書
③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者は、②にあっては関係団体の定める管理規範を、③にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

(27) 再・未利用木材以外の木材を使用する製品は、製品全体の質量(金属、消耗部分、粘着部分を除く)に占める第三者認証を受けた森林認証木材の質量割合が 70%以上であること。なお、質量割合はクレジット方式による認証方式でもよい。

【証明方法】
森林認証木材の質量割合の証明書および、製品として第三者の森林認証を受けていることの証明書を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(28) 品質および安全性について、該当する日本工業規格などの品質基準に適合していること。

【証明方法】
日本工業規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果またはJISマーク表示対象事業者として認証を受けていることの書類を提出すること。もしくは自社規格に基づく試験結果を提出すること(該当する製品 JIS 規格の有無は問わない。)。また、「グラウンド用白線」は、グラウンドで使用する製品であることが記載された包装袋の写真などを提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

(1) 部品交換または修理などの長期使用のための体制が整備され、その情報提供がなされていること。

(2) 製品の包装(最終消費者に対する1販売単位)は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。
a.紙材は、古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
b.プラスチック材は、再生プラスチックの質量割合が 50%以上であること。

(3) カッティングマットは両面が使用できる設計であること。

(4) シャープペンシルは残芯が可能な限り少なくなるような設計であること。

(5) マーキングペン、修正テープ、のり(液状)、のり(澱粉のり)、のり(固形)およびのり(テープ)は、消耗部分の交換・補充部品があること。また、製品や包装、取扱説明書、パンフレットなどに交換・補充部品があることが表記されていること。

(6) 剥離紙は、禁忌品を含んでいないこと。

(7) クラフトテープは、粘着剤が水に溶解し、古紙リサイクルの阻害にならないこと。

6. 商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込区分)は、別表 1 の「品目名」毎、主要材料毎、かつ、商品名毎とする。ただし、色調、大小による区分は行わない。

(2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のホームページにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。

(3) 原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。表示方法は「エコマーク使用の手引」に従い、B タイプの表示を行うこと。また、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。なお、既にエコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては A タイプを表示することも可とする。

B タイプの表示には、以下①～③を含む認定情報をマーク近傍に記載すること。なお、「エコマーク使用の手引」に従い、一定の条件を満たす場合は、マークのみの表示も可とする。

①「エコマーク」の文言、または「エコマーク使用の手引」7 項に定めるエコマーク商品であることの呼称。
②環境情報表示の文言 (以下参照)
③エコマーク認定番号および使用契約者名の表示(どちらか一方を選択して表示することも可)

環境情報表示は、使用する再生材料に従い、「古紙パルプ配合率○○%(もしくは「○○%以上」。以下、全ての○○%表示について同じ)」、「間伐材・廃木材(*「3. 用語の定義　木材に関する用語」に定める再・未利用木材の種類名記載)の再利用○○%」、「プラスチックの再利用○○%」と記載すること。再生材料を複数使用する場合は、一段目に「再生材料の使用○○%」、二段目には使用した再生材料の名称(質量割合が多い順に上位 2 種まで)を記載すること(○○%は、主要材料に占める再生材料の質量割合を記載し、小数点以下は、切り捨てとする。同一商品区分内で質量割合の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。なお、○○%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。以下、全ての○○%表示について同じ)。

パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材などを使用する場合は、「古紙配合率○○%」と記載すること。

字消し材に再生材料を使用する消しゴムは、一段目に「再生材料の使用○○%」、二段目には使用した再生材料の名称(質量割合が多い順に上位 2 種まで)を記載すること。

テープ基材に再生材料を使用しているテープ類は、テープ基材に使用する再生材料に従い、「古紙パルプ配合率○○%」、「プラスチックの再利用○○%」と記載すること。

4-1-1(2)に該当するテープ印字機等用カセットは、「くりかえし使える」と記載すること。

4-1-1(4)に該当する植物由来プラスチックを使用する製品(窓付き封筒(紙製)除く)は、「植物由来プラスチック○○%」(○○%はバイオベース合成ポリマー含有率)と記載すること。なお、「植物由来プラスチック」はポリマーの種類名(「植物由来 PET」など)に置き換えてもよい。

4-1-1(10)に該当するダストブロワーは、「フロン類不使用」と記載すること。

4-1-4(27)に該当する森林認証材の木材を使用する製品は、「森林認証材○○%」と記載すること。なお、クレジット方式による認証方式の場合には、○○%は記載しなくてもよい。

商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1」(2004 年 9 月 1 日制定)などの既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおりの環境情報表示および認定番号を記載することも可とする。

以下に一例を示す。

[B タイプの表示例]

エコマーク商品
古紙パルプ配合率○○%
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
廃木材の再利用○○%
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
プラスチックの再利用○○%
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
再生材料の使用○○%
（紙・プラスチック）
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
再生材料の使用○○%
（卵の殻）
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
くりかえし使える
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
フロン類不使用
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
森林認証材○○%
12345678
○○○株式会社

エコマーク商品
植物由来プラスチック○%
12345678
○○○株式会社

2015 年 6 月 1 日 制定(Version2.0)
2022 年 5 月 31 日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表１　文具・事務用品対象表

＊1　ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、再生材料の基準配合率はポストコンシューマ材料 60%以上とする。

<table>
<tr><td rowspan="2">品目名</td><td colspan="3">金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。</td><td rowspan="2">備考
左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定</td></tr>
<tr><td>主要材料中の再生材料の基準配合率*1</td><td>消耗部分</td><td>粘着部分</td></tr>
<tr><td>シャープペンシル</td><td>70%　*1</td><td>芯
消しゴム</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>シャープペンシル替芯</td><td>70%　*1</td><td>芯</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ボールペン</td><td>70%　*1</td><td>インク</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>マーキングペン</td><td>70%　*1</td><td>インク</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>鉛筆</td><td>70%　*1</td><td>芯
消しゴム</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>スタンプ台</td><td>70%　*1</td><td>インク</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>朱肉</td><td>70%　*1</td><td>インク</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>印章セット</td><td>70%　*1</td><td>インク</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>印箱</td><td>70%　*1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>公印</td><td>70%　*1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ゴム印</td><td>70%　*1</td><td>インク</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>回転ゴム印</td><td>70%　*1</td><td>インク</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>定規</td><td>70%　*1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>トレー</td><td>70%　*1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">消しゴム</td><td>70%　*1</td><td>字消し材</td><td></td><td>ケース(プラスチック)が対象</td></tr>
<tr><td>70%

50%</td><td>字消し材</td><td></td><td>スリーブ(巻紙)が対象
かつ
字消し材が対象</td></tr>
<tr><td>ステープラー(汎用型)</td><td>70%</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
ステープラー(汎用型以外) 針を使わないタイプ(紙針除く)	70%　*1 50%			
ステープラー針リムーバー	70%　*1			
連射式クリップ(本体)	70%　*1			
事務用修正具(テープ)	70%　*1	インク・のり(テープ)		
事務用修正具(液状)	70%　*1	修正液		
クラフトテープ	40% 100%		粘着剤	テープ基材が対象 かつ 巻芯(外面紙・内面紙除く)が対象
粘着テープ(布粘着)	40% 100%		粘着剤	テープ基材(ラミネート層除く)が対象 かつ 巻芯(外面紙・内面紙除く)が対象
両面粘着紙テープ	70%		粘着剤	テープ基材が対象
製本テープ	70%　*1		粘着剤	テープ基材が対象
ブックスタンド	70%　*1			
ペンスタンド	70%　*1			
クリップケース	70%　*1			
はさみ	70%　*1			
マグネット(玉)	70%　*1			
マグネット(バー)	70%　*1			
テープカッター	70%　*1		粘着剤	
パンチ(手動)	70%　*1			

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	70% *1			
紙めくりクリーム	70% *1	クリーム		
鉛筆削(手動)	70% *1			
OA クリーナー(ウエットタイプ)	70% *1	ウエット		
OA クリーナー(液タイプ)	70% *1	液		
ダストブロワー	認定基準 4-1-2(10)を適用			
レターケース	70% *1			
メディアケース	70% *1			
マウスパッド	70% *1			
OA フィルター(枠あり)	70% *1			
丸刃式紙裁断機	70% *1			
カッターナイフ	70% *1			
カッティングマット	70% *1			
デスクマット	70% *1			
OHP フィルム	30%			
絵筆	70% *1			
絵の具	70% *1	絵の具		
墨汁	70% *1	墨汁		
のり(液状) (補充用を含む)	70% *1	のり		
のり(澱粉のり) (補充用を含む)	70% *1	のり		
のり(固形)	70% *1	のり		

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
のり(テープ)	70%　*1	のり (テープ)		
ファイル	70%　*1			
バインダー	70%　*1			
ファイリング用品	70%　*1			
アルバム	70%　*1			
つづりひも	70%　*1			
カードケース	70%　*1			
事務用封筒(紙製)	40%		粘着剤(封緘用のり)	製品質量から剥離紙除く
窓付き封筒(紙製)	40% 40%		粘着剤(封緘用のり)	製品質量から窓部・剥離紙除く かつ プラスチック窓部が対象 ＊認定基準 4-1-1(6)も満たすこと
けい紙	70%			製品質量からクロス除く
起案用紙	70%			製品質量からクロス除く
ノート	70%			製品質量からクロス除く
パンチラベル	70%　*1		粘着剤	製品質量から剥離紙除く
タックラベル	70%　*1		粘着剤	製品質量から剥離紙除く
インデックス	70%　*1		粘着剤	製品質量から剥離紙除く
付箋紙	70%		粘着剤	
付箋フィルム	70%　*1		粘着剤	
黒板拭き	70%　*1			
ホワイトボード用イレーザー	70%　*1			

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
額縁	70%　*1			
ごみ箱	70%　*1			
リサイクルボックス	70%　*1			
缶・ボトルつぶし機(手動)	70%　*1			
名札(机上用)	70%　*1			
名札(衣服取付型・首下げ型)	70%　*1			
鍵かけ (フックを含む)	70%　*1			
チョーク	40%			製品全体が対象
グラウンド用白線	70%			製品全体が対象
梱包用バンド	100%(紙) 25%(プラスチック)			プラスチックは廃 PET ボトルを除いたポストコンシューマ材料に限る

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
万年筆	70%　*1	インク		
ボールペンレフィル	70%　*1	インク		
マーキングペンカートリッジ	70%　*1	インク		
インク補充容器	70%　*1	インク		
修正テープカートリッジ	70%　*1	インク・のり (テープ)		
のりカートリッジ	70%　*1	のり (テープ)		
コインカウンター	70%　*1			
ケース(通帳用・名刺用)	70%　*1			
クリップ・クリップスタンド	70%　*1			
手帳	70%			製品質量からクロス除く
日記帳	70%			製品質量からクロス除く
家計簿	70%			製品質量からクロス除く
タイムカード	70%			
レジスター用ロールペーパー	70%			
卓上カレンダー	70%			
パレット・画材ケース	70%　*1			
圧着はがき	70%		粘着剤	
ペンケース	70%　*1			
チョークケース	70%　*1			

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
下敷き	70%　*1			
ファイリング補助材	70%　*1			
紙管	70%			
メモ台	70%　*1			
切手収納ケース	70%　*1			
名刺	70%　*1			
グリーンティングカード	70%　*1			
のし紙	50%			
慶弔袋及び金封	50%		粘着剤(封緘用のり)	製品質量から剥離紙除く
書道用紙	50%			
折り紙	50%			
工作用紙	50%			
模造紙	50%			
画用紙	50%			製品質量からクロス除く
スケッチブック	50%			製品質量からクロス除く
方眼紙	50%			
包装紙	40%			
手提袋	30%			製品質量から取っ手除く
包装袋	30%		粘着剤(封緘用のり)	製品質量から剥離紙除く
パネル	70%*1			
テープ印字機等用カセット	50%	インク(テープ)	粘着剤	

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準 4-1-1(5)を満たす交換部品は除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
その他粘着テープ	40%		粘着剤	テープ基材が対象
その他製品(品目ごと)	70%　*1	インク等	粘着剤	

別表２　植物由来プラスチック(原料樹脂)のトレーサビリティに関するチェックリスト

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 （該当する全ての項目に☑）
1	地球温暖化の防止, 自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近 10 年以内に森林からの土地改変が行われていないか。	農地	□はい/ □いいえ	□現地の土地改変に係る法令を確認した □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名［　　　］ ・公表場所［　　　］ □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名［　　　］ □その他（具体的に記入） ［　　　］
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	□はい/ □いいえ/ □適用外（不使用）	□現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名［　　　］ ・公表場所［　　　］ □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名［　　　］ □その他（具体的に記入） ［　　　］
3	土地の酸性化・富栄養化, 水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs 条約）で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	□はい/ □いいえ	□現地の肥料・農薬に係る法令を確認した □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名［　　　］ ・公表場所［　　　］ □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名［　　　］ □その他（具体的に記入） ［　　　］

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 （該当する全ての項目に☑）
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	□はい/ □いいえ	□現地の水使用に係る法令（取水制限等）を確認した □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名［ ］ ・公表場所［ ］ □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名［ ］ □その他（具体的に記入） ［ ］
5	再生資源の利用, 食糧との競合回避	植物由来プラスチック（原料樹脂）の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	□はい/ □いいえ/ □適用外 （入手不可）	使用する再生資源名 ［ ］ 再生資源の発生量・割合 ［ ］
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	□はい/ □いいえ/ □適用外 （左記に該当しない）	□現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した □その他（具体的に記入） ［ ］
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において新規に工場を設置する場合、非化石エネルギー源（例えば、バガスやバイオガスなど）や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	□はい/ □いいえ	エネルギー名と活用方法 ［ ］
8	法令順守	植物由来プラスチック（原料樹脂）製造を行う工場が立地している地域等の法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。	樹脂製造工場	□はい/ □いいえ	工場排水の管理について説明した資料を添付すること。

別表３ 「4 - 1 - 3(14)(20)(23)(24)」に規定する重金属類

物質名	溶出基準値
カドミウム	75 ㎎/kg以下
水銀	60 ㎎/kg以下
クロム	60 ㎎/kg以下
鉛	90 ㎎/kg以下
ヒ素	25 ㎎/kg以下
アンチモン	60 ㎎/kg以下
バリウム	1,000 ㎎/kg以下
セレン	500 ㎎/kg以下

別表４　アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	p-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p-クレシジン	120-71-8
15	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
16	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
17	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルエンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3